

令和 年 月 日

様

エンドウルーフ

代表 遠藤 薫

〒963-8862

事務所 福島県郡山市菜根三丁目24-21

工場 福島県郡山市安積一丁目164

TEL: 09051856006 FAX: 0249549979

## 屋根工事保証書

屋根工事保証約款第2条各項に定める施工方法により行った以下の次のとおり保証いたします。

1. 工事名称 \_\_\_\_\_
2. 工事場所 \_\_\_\_\_
3. 屋根の種類 \_\_\_\_\_
4. 屋根の色 \_\_\_\_\_
5. 完工日 \_\_\_\_\_

### 6. 保証対象部位、保証期間及び保証対象

保証対象部位	保証期間	保証対象
屋根	10年	雨水が室内に侵入してはならない
棟・雨押え	5年	屋根及び外壁との境界面から雨水が浸入してはいけない
外壁	10年	雨水が室内に侵入してはいけない
雨樋	5年	脱落、破損、垂れ下がり等の現象が生じて、機能を損なってはならない

### 保証約款

#### 第1条<施工業者による保証>

屋根工事保証書(以下「保証書」といいます)記載の屋根施工業者(以下「施工業者」といいます)は保証書記載の施主様に対し、保証書及びこの保証約款に従って屋根工事の保証をおこないます。

## 第2条<保証>

1. 施工業者が工事を完了して本保証物件を引き渡した後に、本保証約款第3条の保証の範囲に反する現象（以下「事故」といいます。）が発見された場合は、施工業者の責任で保証対象部位の補修を行います。ただし、施工業者が倒産・廃業、等実質的に本保証約款に基づく保証責任を履行できない場合は、この限りではありません。

3. 前項の保証は、保証書記載の発注者（施主、元請業者等をいい、以下「発注者」といいます。）が本保証書記載の保証期間（以下「保証期間」といいます。）内に施工業者に事故発見の申し出をした場合に限り有効とし、発注者の申し出が保証期間を超えたときは無効とします。

## 第3条<施工業者の保証の範囲>

施工業者の保証の範囲は、次の表の通りです。

保証対象部位	保証期間	保証対象
屋根	10年	雨水が室内に侵入してはならない
棟・雨押え	5年	屋根及び外壁との境界面から雨水が浸入してはいけない
外壁	10年	雨水が室内に侵入してはいけない
雨樋	5年	脱落、破損、垂れ下がり等の現象が生じて、機能を損なってはならない

## 第4条<補修の内容>

本保証約款第2条に基づき行う補修とは、引渡時の設計、仕様、材質等に従って事故を取り除く為に下記の補修及び取替等の工事をいいます。

- ① 局所の補修、取替え工事
- ② 全部の取替え施工
- ③ その他必要な工事

## 第5条<保証免責時>

施工業者は、事故が次の事由により生じた場合には、補修の責任は負いません。

- (1) 地震、噴火、洪水、津波、台風、暴風雨、豪雨、雪害等の自然現象。
- (2) 近隣の土木工事等の影響による予見困難な引渡後の地盤の変動、土砂崩れ等。

- (3) 火災、爆発、暴動等偶然かつ外来の事故。
- (4) 発注者または使用者の著しく不適切な維持管理または通常予測される使用状態と著しく異なる使用による事故。
- (5) 通常想定される施工部位の自然な劣化。
- (6) 施工業者が不適当であると指摘したにもかかわらず、発注者が採用させた設計・施工方法もしくは資材等の瑕疵または施工業者以外のものを行った施工の瑕疵等の施工業者以外の者の責めに帰す事由による事故。
- (7) 重量車輛等の通行による振動。
- (8) 植物の根等の成長。
- (9) 保証対象物が、引渡時と異なる用途に使用された場合。
- (10) 工事対象物が、引渡時と異なる用途に使用された場合。

#### **第6条<保証責任の消滅>**

次のいずれかに該当するに至った場合には、当該当事由が生じた時に、施工業者の保証責任は消滅します。

- (1) 施工業者へ事前の通知をせずに補修した場合。
- (2) 本保証書の提示がない場合または本保証書の所定事項に記載がない場合もしくは記載された字句が書き換えられたり書き加えられた場合。
- (3) 発注者が工事対象物を3ヶ月以上にわたって使用しなくなった場合。
- (4) 工事対象物が引渡し時と異なる用途に使用された場合。